

第2節 子育てを支える支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、地域子ども・子育て支援事業の利用状況や提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています。

鯖江市では、コンパクトな市域面積、市民の生活圏域などを踏まえて、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を以下のように設定しますが、放課後児童健全育成事業についてはできるかぎり小学校区内の環境整備に努めます。

区分	事業内容	区域
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	市域全体
地域子育て支援拠点事業	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館・児童センター、私立保育園や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦中の疾病の予防・早期発見・早期治療を目的として、妊婦健康診査を実施する事業です。	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	
養育支援訪問事業	養育支援をすることが特に必要と認められる児童や妊婦に対して当該居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。	
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図る事業です。	
子育て支援短期事業（ショートステイ）	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。	

第4章 施策の展開

区分	事業内容	区域
一時預かり事業 ①預かり保育 ②その他一時預かり	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園において児童を一時的に預かる事業です。 ②保護者の育児疲れ、里帰り出産や冠婚葬祭等の事由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを、保育所、認定こども園において、一時的に預かる事業です。	市域全体
延長保育事業	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を越えた保育を行う事業です。	
病児・病後児保育事業	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業です。	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者（以下、「新規参入事業者」という。）への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図る事業です。	

※ ファミリー・サポート・センター事業、実費徴収にかかる補足給付を行う事業ならびに多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、今後の動向を踏まえ、検討することとします。

基本施策1 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 「量の見込み」および「提供体制の確保内容」

①利用者支援事業

全市		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	実施個所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保の内容	実施個所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
①-②		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策の内容		① 窓口となる市役所（児童福祉課・学校教育課）と子育て支援センターとの連携強化を図り、乳幼児を持つ保護者の方からの様々な問い合わせや相談に対応します。 ② 市内の幼稚園・保育所や子育て支援施設と情報共有を図り、子育て支援関連情報の充実に努めます。				

※ 実施個所：市役所窓口（児童福祉課・学校教育課）、子育て支援センター

②地域子育て支援拠点事業

全市		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人日	7,696	7,696	7,471	7,566	7,518
②確保の内容	人日	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
①－②		704	704	929	834	882
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターにおいて、なかよしの一むや子育て講座を継続して実施します。 ・児童福祉課や健康課など関係機関との連携強化を図り、子育て相談の充実に努めます。 ・地域で育むネットワーク委員会や子育てグループなどが地区公民館や児童館・児童センターを利用して実施している子育て支援の自主的な活動を継続して支援します。 ・市内の幼稚園・保育所や子育て支援施設と情報共有を図り、子育て支援関連情報の充実に努めます。 					

※ 量の確保の算出根拠としては、35人（1日当たりの利用可能数）×240日（開設日数）としています。

第4章 施策の展開

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

全市			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	低学年	人	674	664	673	663	671
	高学年	人	245	245	244	244	238
②確保の内容	低学年	人	674	664	673	663	671
	高学年	人	162	172	203	263	255
①－②	低学年	人	0	0	0	0	0
	高学年	人	▲83	▲73	▲41	19	17
確保方策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・優先度の高い低学年の受入体制を確保します。 ・高学年の受入れについては、現在受入可能な施設での受入れの実施をはじめ、小学校の余裕教室の活用など、放課後の居場所づくりを進め、小学校4年生から段階的に受入体制の整備に努めます。 				

④妊婦健康診査

全市			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	受診数	人	8,974	8,946	8,932	8,848	8,736
②確保の内容	受診数	人	8,974	8,946	8,932	8,848	8,736
①－②			0	0	0	0	0
確保方策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：産科医療機関（助産所を含む） ・実施体制：受診券方式 （県外での産科医療機関受診については、償還払で対応） 				

※ 量の見込みの算出根拠としては、各年度推計出生数×14回としています。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

全市			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	訪問数	件	641	639	638	632	624
②確保の内容	訪問数	件	641	639	638	632	624
①－②			0	0	0	0	0
確保方策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問に当たっては、職員等や健康づくり推進員が連携して実施するとともに、なるべく早期のすべての家庭の養育状況の把握に努めます。 ・ 訪問により養育支援等が必要と把握された家庭については、健康課の職員等が訪問をして養育に関する指導・助言を行います。 				

※ 量の見込みの算出根拠としては、各年度推計出生数としています。

⑥養育支援訪問事業

全市			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	訪問率	%	100	100	100	100	100
②確保の内容	訪問率	%	100	100	100	100	100
①－②			0	0	0	0	0
確保方策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児家庭全戸訪問のほか各種健診において、養育支援等が必要と把握された家庭については、健康課の職員等が訪問し、養育に関する指導・助言を行います。 				

※ 量の見込みの算出根拠としては、支援訪問の数量的な設定が困難なため、訪問率としています。

第4章 施策の展開

⑦子育て支援短期事業（ショートステイ）

全市			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	児童数	人日	504	506	498	495	494
	児童数	人日	504	506	498	495	494
①－②			0	0	0	0	0
確保方策の内容			<ul style="list-style-type: none"> 市内の吉江学園と福井市の済生会病院乳児院と委託を行い、利用への対応を行います。 				

※ 量の見込みの算出根拠としては、ショートステイには定員の定めがないため、ニーズ調査で算出した見込み量としています。

⑧一時預かり事業

全市			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	幼稚園利用	人日	6,145	6,219	6,066	6,032	5,994
	保育所利用	人日	3,624	3,606	3,617	3,576	3,517
②確保の内容	幼稚園利用	人日	6,145	6,219	6,066	6,032	5,994
	保育所利用	人日	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
①－②			0	0	0	0	0
確保方策の内容			<ul style="list-style-type: none"> 片上および北中山幼稚園では、一時預かりを引き続き実施し、利用への対応を行います。 なお、その他の幼稚園においては、保護者からの利用ニーズを踏まえ、一時預かりの実施に向けた検討を行います。 市内の保育所（園）における受け入れ体制を継続して、利用への対応を行います。 				

※ 幼稚園利用の確保の内容の算定根拠としては、幼稚園入所園児の一部の利用であるため、ニーズ調査で算出した見込み量としています。

※ 保育所利用の確保の内容の算出根拠としては、1園あたり1人×250日（年間開所日数）×20園としています。

⑨延長保育事業

全市			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	利用児童数	人日	501	503	497	492	485
②確保の内容	利用児童数	人日	501	503	497	492	485
①－②			0	0	0	0	0
確保方策の内容			<ul style="list-style-type: none"> 延長保育実施のための保育士の確保など、受入体制の強化を図ります。 				

※ 確保の内容の算定根拠としては、保育所およびこども園の入所園児の一部の利用であることから対応が可能と考えられるため、ニーズ調査で算出した量の見込み数としています。

⑩病児・病後児保育事業

全市			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	利用児童数	人日	3,550	3,560	3,508	3,491	3,468
②確保の内容	利用児童数	人日	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
①－②			0	0	0	0	0
確保方策の内容			<ul style="list-style-type: none"> 市内2施設と市外6施設と引き続き委託契約を行い、病児・病後児の受け入れ体制の確保を図ります。 				

※ 確保の内容の算定根拠としては、(8人(市内2施設)+12人(市外6施設))×250日(年間開所日数)としています。

第4章 施策の展開

基本施策2 地域における子育て支援の充実

基本方針

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

保育施設の利用者の生活・就労状況や保育ニーズを踏まえ、保育サービスの充実に努めるとともに、子育て家庭へのきめ細かな子育て支援の提供を図るため、地域における子育て支援ネットワークの充実や子育てに関する情報の提供に努めます。

保護者の就労状況や都合などにより、昼間保護者が家で見ることができない放課後の児童の安心・安全な居場所の確保に努めます。

また、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発や人材の確保に努めます。

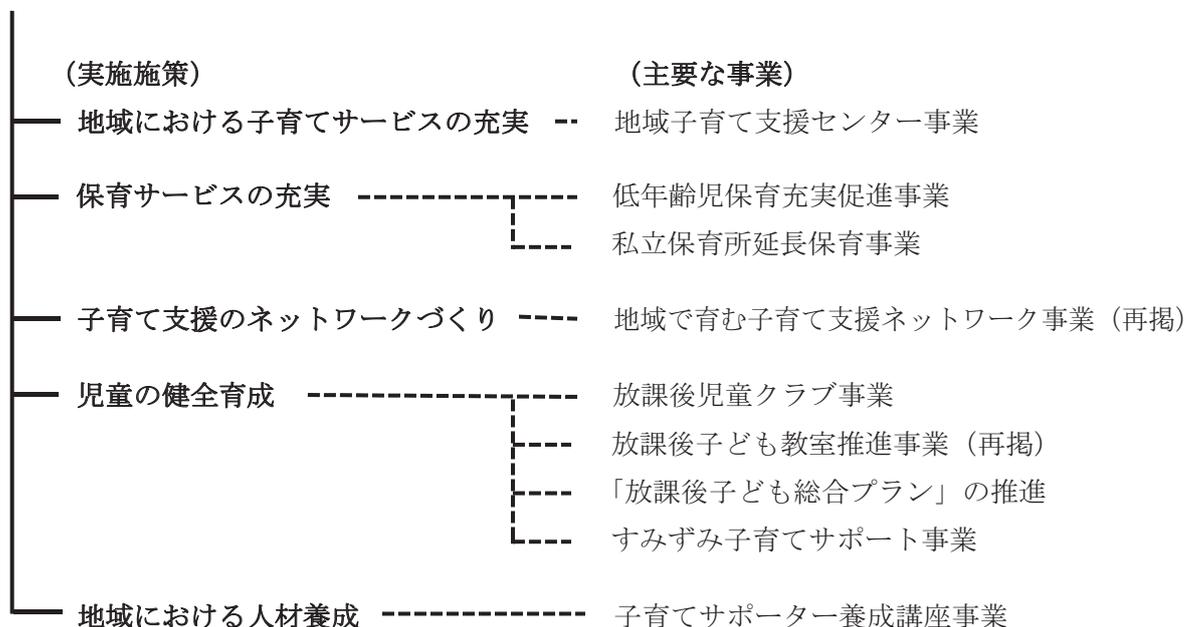
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
子育て支援センター利用対象者の1人当たり利用回数	【(なかよしルーム(年間)+地区(子育てグループ)+講座等)利用者数/(0~2歳児童数-保育所入所児童数)】 子育て支援の拠点として関係機関と連携し、子育て家庭の多様なニーズに対応した支援事業を行います。 また、子育ての悩みや問題に関する情報交換や学習機会の提供、子育てグループの支援活動の企画、指導や地域の保育資源の情報提供を行うとともに、地域で育む子育て支援ネットワークとの連携を強化し、地域における子育て支援体制の充実に努めます。	回	22 (平成25年度)	25 (平成31年度)
入所希望者に対する受入率	【低年齢児受入人数/低年齢児入所希望数】 1、2歳児担当の保育士を配置基準以上に配置することで1、2歳児の保育の充実に努めます。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)
地区子育て支援ネットワーク委員会延べ開催数	【ネットワーク委員会延べ開催数/年間目標開催数】 地域の子育て支援関係団体および関係機関が地区単位に委員会を設置し、地域の実情に合わせ地区ぐるみの子育て支援の在り方を協議し、子育てしやすい環境づくりに向けた事業を、連携協力して行います。	回	166 (平成25年度)	180 (平成31年度)
すみずみ子育てサポート事業における支援率	【利用者数/利用申込者数】 小学校就学前および小学校3年生までの児童を対象に一時預かり、子育て家庭における生活支援(家事代行サービス)を通して、子育て家庭の経済的・精神的負担の軽減を図ります。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)
子育てサポーター養成講座の修了者数	【養成講座修了者数】 子育てサポーター養成講座を開催し、子育て家庭を支援する人材の養成を行うとともに活躍の場の拡大を図ります。	人	12 (平成25年度)	15 (平成31年度)

施策体系

《基本施策》

地域における子育て支援の充実



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
地域子育て支援センター事業	3歳までの未就園児を持つ子育て家庭を対象に、子育ての孤立感、負担感の解消を図るため、親子の交流促進や子育て講座、育児相談などを実施します。また、地域子育て支援ネットワーク委員会との連携を図り、地域における子育て力の向上に努めます。	児童福祉課
低年齢児保育充実促進事業	産前産後休暇、育児休暇明け家庭の低年齢児（0～2歳）を受け入れます。	児童福祉課
私立保育所延長保育事業	通常の保育時間を超えて行う保育で、保護者の就労形態の多様化に対応します。	児童福祉課
地域で育む子育て支援ネットワーク事業 (再掲)	「地域で育む子育て支援ネットワーク委員会」を中心に、各地区の独自性、および人材を最大限に活用した子育て支援活動を展開していきます。	児童福祉課
放課後児童クラブ事業	昼間、就労等により保護者のいない家庭の小学校児童を対象に、放課後児童厚生施設等を利用して児童の適切な遊び場と生活の場を提供します。	児童福祉課
放課後子ども教室推進事業 (再掲)	地区公民館等において、地域住民の支援を得ながら学習や遊びをとおり、安全・安心な居場所を確保します。	生涯学習課
「放課後子ども総合プラン」の推進	放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の関係部局が連携し、一体型または連携型の提供について検討をすすめます。	児童福祉課 生涯学習課
すみずみ子育てサポート事業	保護者の仕事の都合や疾病等の理由により、一時的に育児を行うことが困難な児童を対象に、一時預かりや子育て家庭における生活支援を行います。	児童福祉課
子育てサポーター養成講座事業	子育てサポーター養成講座を開催し、子育て家庭を支援する人材の養成を行うとともに活躍の場の拡大を図ります。	児童福祉課

第4章 施策の展開

基本施策3 経済的支援の充実

現状と課題

本市では、子育て家庭への経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給をはじめこども医療費や養育医療費の助成、奨学資金の貸与などを行うとともに、1か月児・4か月児・9～10か月児健康診査（個別）および1歳6か月児・3歳児健康診査（集団）や法定の各種予防接種などを実施しています。

また、保育料においては、幼稚園では小学校3年生までの児童を第1子として、保育所では就学前児童を第1子として、第2子目の園児は半額、第3子目以降の園児は無料とするなどの軽減措置を設けています。

なお、ニーズ調査では、こども医療費、保育料や教育費の負担軽減など経済的支援を希望する割合が最も高くなっていることから、今後も引き続き子育て家庭への経済的支援を行っていく必要があります。

基本方針

児童手当の支給とあわせ、こども医療費や養育医療費の助成などを引き続き実施していくことにより、子育て家庭の経済的な負担軽減を図り、子育てしやすい環境整備に努めます。なお、子ども医療費の助成については、中学生までのすべての児童・生徒が助成の対象になるよう検討を行います。

また、乳幼児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査や法定の各種予防接種を引き続き実施していくとともに、乳幼児健診の受診率や各種予防接種の接種率の向上に向けた取り組みを行い、児童の健康の維持増進に努めます。

保育料についても現在の軽減措置を継続していくとともに、3人以上子どもを持つ家庭への経済的な負担軽減の拡充に向けた検討を行います。

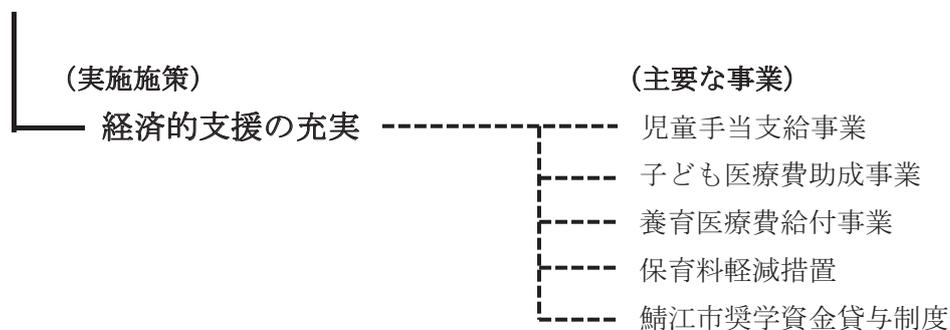
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
児童手当の支給率	【支給対象者数に対する支給者数の割合】 児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るため、次世代を担う中学校卒業までの児童がいる家庭に対して、児童手当を支給します。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)
子ども医療費の助成率	【利用件数に対する助成件数の割合】 子どもの健やかな成長を図るため、小学校6年生までの全ての児童と所得税非課税世帯の中学校3年生までの生徒については、通院・入院に係る医療費の助成を行います。また、所得税課税世帯の中学校1年生から中学校3年生の生徒については、入院療養に係る医療費の助成を行います。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)

施策体系

《基本施策》

経済的支援の充実



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
児童手当支給事業	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るため、次世代を担う中学校卒業までの児童がいる家庭に対して、児童手当を支給します。	児童福祉課
子ども医療費助成事業	子どもの健やかな成長を図るため、小学校6年生までの全ての児童と所得税非課税世帯の中学校3年生までの生徒については、通院・入院に係る医療費の助成を行います。また、所得税課税世帯の中学校1年生から中学校3年生の生徒については、入院療養に係る医療費の助成を行います。	児童福祉課
養育医療費給付事業	養育のために入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付または医療に要する費用の支給を行います。	健康課
保育料軽減措置	国が定める基準保育料よりも低い保育料に抑えるとともに、保育所においては同一世帯で幼稚園もしくは保育所に入所している児童が2人以上いる場合には、2人目以降の児童の保育料を軽減します。また、幼稚園においては同一世帯に小学校3年生までの児童がいて2人目以降の児童が幼稚園に入所している場合、2人目以降の児童の保育料を軽減します。	児童福祉課 学校教育課
鯖江市奨学資金貸与制度	高校・高等専門学校・専修学校・短大・大学・大学院に進学・在学する学生で、学費支弁が困難と認められる方を対象に、奨学資金の貸与を行います。	教育総務課

第4章 施策の展開

基本施策4 次代の親の育成

現状と課題

本市では、小学校高学年の母性・父性を養う教育として、子育て支援センター、地域で育む子育て支援ネットワーク委員会と学校教育課が連携・協力し、乳幼児をお持ちの保護者のご理解を得て、赤ちゃんだっこ体験事業を行うとともに、小中学生が、子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育ボランティア事業や体験学習などを行っています。

また、若者の結婚へのきっかけづくりを支援するため、市民主役提案型事業として未婚の男女の出会いの場の提供を行っています。

近年、少子化や核家族化の進行などにより兄弟姉妹が少ない家庭が増加したこと、家庭等で乳幼児とふれあう機会に恵まれずに親になる人が増えてきているとともに、子どもを持つ、家庭を持つ意識が希薄になってきていると言われており、子どもたちへの家庭を持つことや子どもを生み育てることの大切さの理解と意識の醸成が求められています。

また、国勢調査から本市の未婚化の進行をみると、各年代ともに未婚化の進行がうかがえます。少子化に歯止めをかけるためにも、若者の結婚意識の醸成や出会いの場の提供が求められています。

基本方針

小中学生が、子どもを生み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解できるように地域で育む子育て支援ネットワーク委員会や保育所・幼稚園などが連携しながら、各種ボランティア学習や体験学習の内容の充実を図るとともに、乳幼児をお持ちの保護者の協力を得ながら、児童・生徒が乳幼児とふれあう機会の確保に向けた取り組みや市内企業や事業所の協力を得ながら職場体験を実施することにより、生徒の社会体験および自立の促進に向けた取り組みを推進します。

また、若者の結婚意識の醸成を図るため、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの大切さに関する教育・啓発や婚育セミナーなどの取り組みを推進するとともに、若者の出会いの場や情報提供の充実に取り組めます。

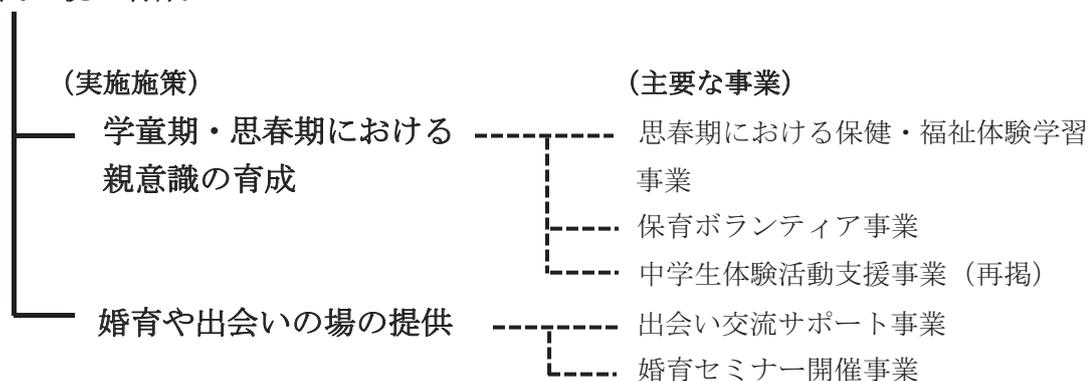
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
思春期における保健・福祉体験学習事業	小学校高学年の母性・父性を養うため、子育て支援センター、地域で育む子育て支援ネットワーク委員会と学校教育課が連携・協力し、乳幼児をお持ちの保護者のご理解を得て、乳幼児と触れ合う機会を設けます。	回	23 (平成 25 年度)	23 (平成 31 年度)
出会い交流サポート事業	提案型市民主役事業として、市内の民間、NPO 等団体から公募、委託を行い、未婚の男女が交流できるイベント等を開催します。	人	255 (平成 25 年度)	300 (平成 31 年度)

施策体系

《基本施策》

次代の親の育成



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
思春期における保健・福祉体験学習事業	小学高学年の母性・父性を養うため、子育て支援センター、地域で育む子育て支援ネットワーク委員会と学校教育課が連携・協力し、乳幼児をお持ちの保護者のご理解を得て、乳幼児と触れ合う機会を設けます。	児童福祉課 学校教育課
保育ボランティア事業	小中学生が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、乳幼児健診等で乳幼児あるいは園児と触れ合う機会を設けます。	児童福祉課 学校教育課
中学生体験活動支援事業 (再掲)	中学校 2 年生全員が市内事業所で 2 日間の就業体験を行います。	学校教育課
出会い交流サポート事業	提案型市民主役事業として、市内の民間、NPO 等団体から公募、委託を行い、未婚の男女が交流できるイベント等を開催します。	児童福祉課
婚育セミナー開催事業	未婚の男女の結婚意識の醸成を図るため、妊孕性（にんようせい）の重要性や子どもと家庭の大切さの理解とコミュニケーションなどを基調としたセミナーを開催します。	児童福祉課

第4章 施策の展開

基本施策5 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

本市では、幼稚園や保育所において保育参観や保育参加の場、未就園児の親子への園開放や子育てに関する相談等、就学前の親への支援をしています。

子育て支援センターにおいて、就学前の未就園児の親子を対象になかよしの一むでの交流の場、育児に関する講座や子育てに関する相談や子育てに関する情報の提供等を行っています。

地域においては、地域で育む子育て支援ネットワークや母親クラブが地区公民館や児童センターを利用して、地域の子育て家庭を対象にイベント、講座や子育てに関する相談などを自主的な活動として行っています。そのほか、地域住民の参画を得て、親と子のふれあい事業、地区合宿通学事業を含めた放課後子ども教室などの事業を行っています。

しかし、核家族化や都市化が進む中、社会環境や生活様式が大きく変化するとともに地域における人間関係の希薄化等により、育児への不安が増大する、青少年の非行に対する抑止力が低下しているなど、家庭や地域の教育力の向上が課題となっています。

基本方針

本市では、学校、家庭、地域と連携しながら、大人と子どもが地域に集いふれあう機会を持つことが教育力向上の一番の方策ととらえ、放課後の子どもの居場所づくり、地区体育会への小中学生の参加促進などの取り組みを推進します。

また、子どもが自己肯定感を持てるよう、ほめながら子どもの力を引き出し、伸ばしていくことを視野におきながら、家庭や地域の教育力の向上に向けて支援となる事業を推進します。

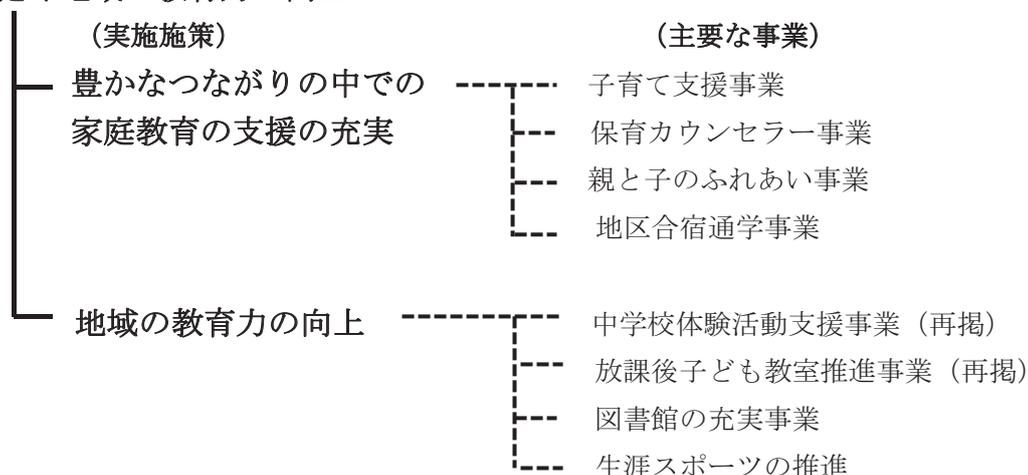
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
生涯学習講座・学級の利用者数	【年間利用者数】 地域住民の家庭教育、子ども支援事業、青年教育、環境教育、人権教育等の学級・講座等の開催および地域コミュニティの活性化を図ります。	人	11,987 (平成25年度)	13,000 (平成31年度)
放課後子ども教室の利用者数	【年間利用者数】 地区公民館等において、地域住民の支援を得ながら学習や遊びを通し、安全・安心な居場所を確保します。	人	15,478 (平成25年度)	16,000 (平成31年度)

施策体系

《基本施策》

家庭や地域の教育力の向上



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
子育て支援事業	幼稚園児の保護者への保育参観や保育参加の場の提供、未就園児親子への園舎・園庭を開放した交流の場の提供や子育て相談等の親の支援に努めます。	学校教育課
保育カウンセラー事業	保育カウンセラーが保育所を巡回し、子どもの発達に関する相談に応じています。	児童福祉課
親と子のふれあい事業	各公民館学級講座として、青少年育成協議会や子ども会等との連携により、親と子の絆を深める事業を行い、地域や家庭の教育力向上の推進に努めます。	生涯学習課
地区合宿通学事業	地域の社会教育施設に宿泊しながら、親元を離れて共同生活を行い、学校へ通うことで、地域住民の協力を得て簡単な生活習慣の習得と地域住民との交流を深めるとともに、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
中学校体験活動支援事業 (再掲)	中学校2年生が、市内事業所で2日間の就業体験を行います。	学校教育課
放課後子ども教室推進事業 (再掲)	地区公民館等において、地域住民の支援を得ながら学習や遊びをとおり、安全・安心な居場所を確保します。	生涯学習課
図書館の充実事業	知識の集積拠点として、資料を蓄積し提供するとともに、ボランティアグループと協働し、乳幼児から高齢者まで年齢層に応じた様々な事業を展開して、豊かな心を育もうとする市民を支援します。	文化の館
生涯スポーツの推進	市内3つの総合型地域スポーツクラブによる市民ニーズに応じたスポーツ教室の開催等、子どもから大人まで誰もが気軽に参加できる各種クラブ活動を支援し、スポーツ人口の増加および生涯スポーツの振興を図ります。	スポーツ課

第4章 施策の展開

第3節 子どもと親の健康を支える環境の整備

基本施策1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

現状と課題

本市では、安心して生み育てられるまちを目指し、母子の健康増進を図るため妊婦検診、乳幼児健診や予防接種を行うとともに、母子保健相談、乳幼児育成相談、育児教室、幼児親子教室などの相談業務やこんにちは赤ちゃん事業などによる家庭訪問などを行い、発達障害などのおそれのある乳幼児の早期発見、育児不安の解消や事故・病気の予防に努めています。

また、不妊症で悩んでいる方に対しては、特定の不妊治療に係る費用の助成を行っています。

しかしながら、少子化や核家族化などにより育児不安をもつ保護者が増加しているため、より一層の相談体制の充実が求められています。

基本方針

特定不妊治療費の助成による妊娠前の支援から、妊婦および乳幼児に対する健康診査をはじめ、妊娠期から悩みや不安などを相談できる環境を整えるとともに、生後4か月までの乳幼児がいる家庭への全戸訪問など、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図っていきます。

また、感染症予防や虫歯予防などにも取り組んでいきます。

このような妊娠・出産・子育てを通した切れ目のない支援を行うことにより、親と子の心身の健康の増進に努めます。

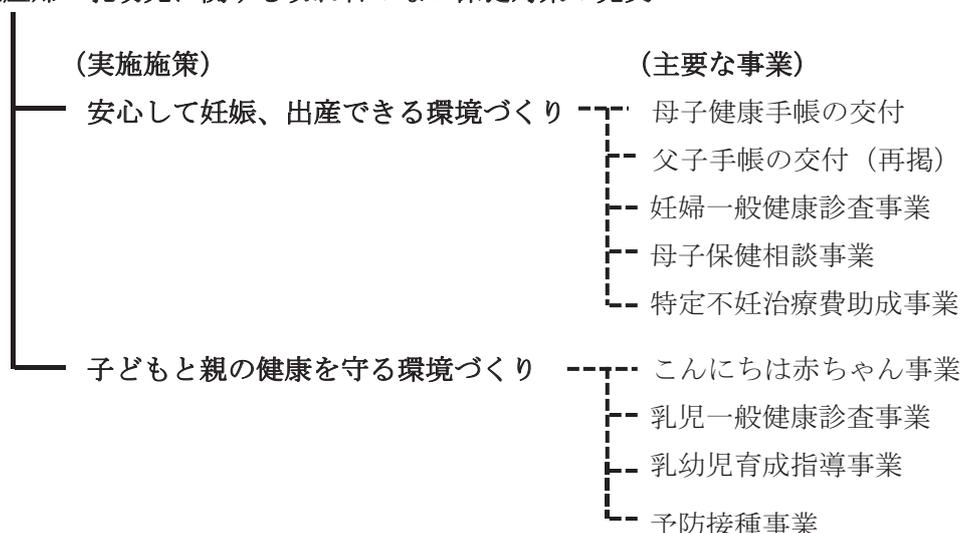
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
妊婦一般健康診査受診率	【年度内受診件数/（14回分×受診票交付数）】 妊娠中の異常の早期発見と早期治療、疾病予防のため妊婦健康診査を行い、妊娠期における健康管理を支援します。	%	74.7 (平成25年度)	85.0 (平成31年度)
乳児一般健康診査平均受診率	【1か月児・4か月児および9～10か月児健康診査の合計受診者数/合計受診票交付対象者数】 乳児の月齢に応じた発育、発達、栄養状況を確認し、異常の早期発見、治療および必要な指導を行います。	%	1か月児 92.8 4か月児 97.9 9～10か月児 102.7 (平成25年度)	1か月・4か月児・9～10か月児 100.0 (平成31年度)

施策体系

〈基本施策〉

妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
母子健康手帳の交付	母子の健康づくりのため、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦に対する相談、保健事業の紹介等を行います。	健康課
父子手帳の交付（再掲）	妊娠中から夫の出産・子育てへの協力意識を高め、父親の育児参加を促すためお父さんの子育てブック（父子手帳）を交付します。	健康課
妊婦一般健康診査事業	妊娠届を提出した妊婦に対し14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠中の異常の早期発見、早期治療、疾病予防のため、県内の医療機関において妊婦健診を実施します。	健康課
母子保健相談事業	母親と乳児の健康保持と増進を図るため、母子の健康に関する各種保健教育・相談を行います。	健康課
特定不妊治療費助成事業	不妊症で悩んでいる方に特定の不妊治療の費用助成を行います。	健康課
こんにちは赤ちゃん事業	保護者の育児不安の軽減や母子の健康増進のため、生後4か月までの乳幼児の家庭を助産師や保健師、健康づくり推進員が訪問し、成長発達の確認や育児相談、情報提供を行います。	健康課
乳児一般健康診査事業	対象者（1か月児、4か月児、9～10か月児）の保護者に受診票を交付し、月齢に応じた成長、発達を確認し、異常の早期発見、早期対応するための健康診査を県内医療機関で個別健診の方法により実施します。	健康課
1歳6か月児・3歳児健康診査事業	1歳6か月児、3歳児を対象に、成長、発達を確認し、異常の早期発見、早期対応するために集団健康診査を実施します。	健康課
乳幼児育成指導事業	成長、発達について気がかりな乳幼児に対して、専門家による相談や教室の場を提供するとともに、早期療育等の必要な支援につなげます。	健康課
予防接種事業	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種対象者に指定医療機関で定期予防接種を実施します。	健康課

第4章 施策の展開

基本施策2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

現状と課題

小中学校では、体育や保健体育の授業の中で、発達段階に応じた性に関すること、たばこやアルコール、薬物の害などに関する指導を行うとともに、喫煙、アルコールおよび薬物乱用が及ぼす健康への影響についての知識、情報を児童生徒や保護者等に提供しています。

学童期・思春期における児童生徒、保護者の心の悩みに関する相談に対応するため、小中学校にスクールカウンセラーを配置しています。

また、母子健康手帳交付時、喫煙や受動喫煙の害について資料に基づき、必要な方に説明を行うとともに、講演会や学習を通して病気や予防について正しい知識の普及やエイズ、性感染症予防の啓発を行っています。

しかし、学童期・思春期の保健対策を含む学校保健は、学校のみならず、家庭、地域、そして関係機関が連携して進めていくことが大切であり、家庭、学校、地域が一体となって、児童生徒の健全育成を推進していく必要があります。

基本方針

学校等との連携を強化し、性教育の実施や性感染症予防、たばこやアルコール、薬物が体に及ぼす影響や害に関する正しい知識の普及や情報の提供、学習機会の充実に努めます。

また、いじめなど心の問題に対する相談体制の強化に努めます。

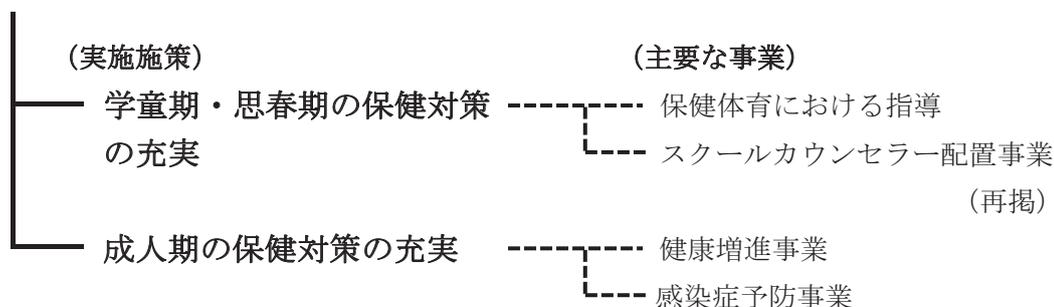
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
スクールカウンセラー実施率	【カウンセラー希望数に対する対応数の割合】 スクールカウンセラーを小学校に派遣し、児童（保護者）へのカウンセリングによる悩みの早期発見・不登校生へのカウンセリングを行うとともに、教師のカウンセリングの資質向上を図ります。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)
健康づくり講演会等の参加者数	講演会や学習を通して病気や予防について正しい知識の普及やエイズ、性感染症予防の啓発に努めます。	人	2,500 (平成25年度)	3,000 (平成31年度)

施策体系

《基本施策》

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
保健体育における指導	小学校体育および中学校保健体育の授業の中で、発達段階に応じた性に関すること、また、たばこやアルコール、薬物の害に関する指導を行います。	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業（再掲）	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学童期・思春期における児童生徒、保護者の心の悩みに関する相談を行います。	学校教育課
健康増進事業	喫煙、アルコールおよび薬物乱用が及ぼす健康への影響についての知識、情報を児童生徒や保護者等に提供するとともに、家庭、学校、地域が一体となって、児童生徒の健全育成を推進します。 母子健康手帳交付時、喫煙や受動喫煙の害について資料に基づき、必要な方に説明を行います。	健康課
感染症予防事業	講演会や学習を通して病気や予防についての正しい知識の普及やエイズ、性感染症予防の啓発に努めます。	健康課

第4章 施策の展開

基本施策3 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

現状と課題

妊娠・出産から子育て支援に関する事業をまとめた子育て支援ハンドブックや健康診査、予防接種など健康に関する事業をまとめた健康カレンダーを作成、配布をしています。

また、子育てなどに悩みを持つ保護者が気軽に相談できるよう、児童相談、子育て相談、育児相談などの相談窓口を設置しています。

幼稚園、保育所で構成するつつじっこ委員会では、園開放をはじめ地域との連携を行っています。

地域においては、地域で育む子育て支援ネットワーク委員会が地区公民館を中心に、また母親クラブが児童館・児童センターを中心に子育て支援の活動を行っています。

また、市では、各町内会を単位に「ご近所福祉ネットワーク」づくりを進めています。

地域の子どもたちが健やかに成長していくためには、家庭はもちろんのこと、学校や地域がそれぞれの役割を持って一体となって支え合っていく必要があります。

基本方針

地域で育む子育て支援ネットワーク委員会や母親クラブなど子育て支援団体の自主的な活動を支援していくことにより、地域におけるきめ細やかな子育て支援を進めます。

幼稚園、保育所における園開放をはじめとする未就園児を持つ家庭への子育て支援を充実します。

地域で子育て家庭を見守ることができるよう、「ご近所福祉ネットワーク」づくりを推進します。

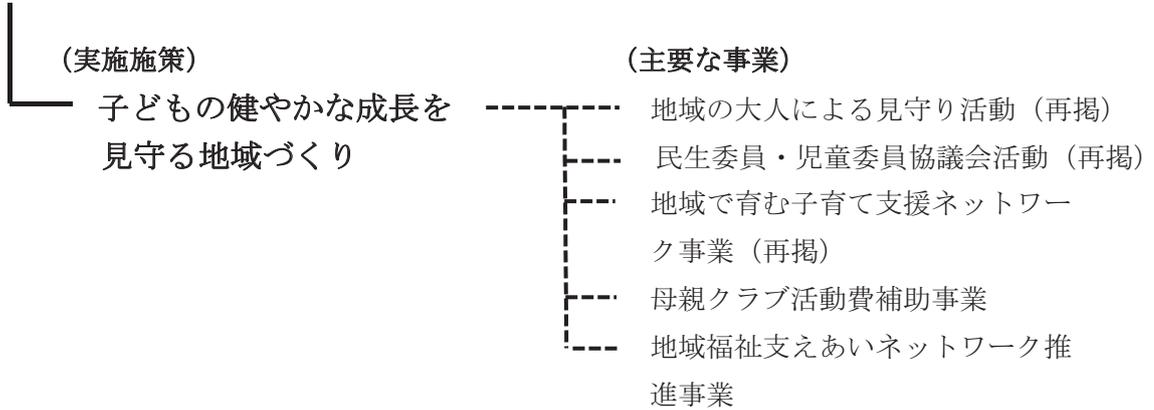
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
地区子育て支援ネットワーク委員会延べ開催数	【全地区の延べ委員会開催数】 地区子育て支援ネットワーク委員会が、地域の子育て家庭を対象に子育て支援事業を自主的に実施します。	回	166 (平成25年度)	180 (平成31年度)
支えあいネットワーク体制整備町内数の割合	【支えあいネットワーク体制整備町内数の割合】 町内会レベルで自治会・民生委員等が連携し、支援が必要な人の発見、見守り、そして支援していく体制の構築を推進します。	%	12 (平成25年度)	100 (平成31年度)

施策体系

《基本施策》

子どもの健やかな成長を見守る地域づくり



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
地域の大人による見守り活動 (再掲)	地域住民のボランティアによる、児童の登下校時の見守り活動により安全安心の確保に努めています。	学校教育課 生涯学習課
民生委員・児童委員協議会活動 (再掲)	地域住民の生活状態を把握し、要支援者の相談に応じ、必要な援助や見守り、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などを行います。	社会福祉課
地域で育む子育て支援ネットワーク事業 (再掲)	「地区子育てネットワーク委員会」が実施する自主的な子育て支援活動を支援します。	児童福祉課
母親クラブ活動費補助事業	地域の保護者の教養を高め、子どもが心身ともに健やかに育つように、会員同士が親睦を深め地域の児童福祉の向上を目的とした母親クラブの子育て支援活動を支援します。	児童福祉課
地域福祉支えあいネットワーク推進事業	町内会レベルで自治会・民生委員等が連携し、支援が必要な人を発見、見守り、支援していく体制を構築します。	社会福祉課

第4章 施策の展開

基本施策4 「食育」の推進

現状と課題

本市では、離乳食から幼児食について発達段階に応じた食に関する情報提供を行うとともに、規則正しい食事やバランスなど離乳食や幼児食についての相談や指導を行っています。

幼稚園や保育所では、規則正しい食事のとり方、基本的な食習慣ができるよう指導や野菜栽培や調理などの体験活動を行うとともに、園だよりなどを通して保護者への食育に関する情報の提供を行っています。

また、学校では、肥満指導や基本的な生活習慣を身に付けるための指導などを行うとともに、保護者向けの保健だよりの発行などを行っています。

子どもの健やかな成長においては、規則正しい食事、栄養バランスのとれた食事といった食育の推進が大切であり、その普及、啓発をより一層行っていく必要があります。

基本方針

乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じて食に関する学習機会や情報の提供や相談体制の充実を図り、バランスのとれた食事や規則正しい食生活習慣の確立に努めます。

食生活改善推進員による栄養教室や食の健康教室など地域食生活改善活動を通して、正しい食行動や食習慣の理解と自己管理能力を身に付け、食事を楽しみ、心豊かな健康的な暮らしを営むことができるよう普及、啓発活動を充実します。

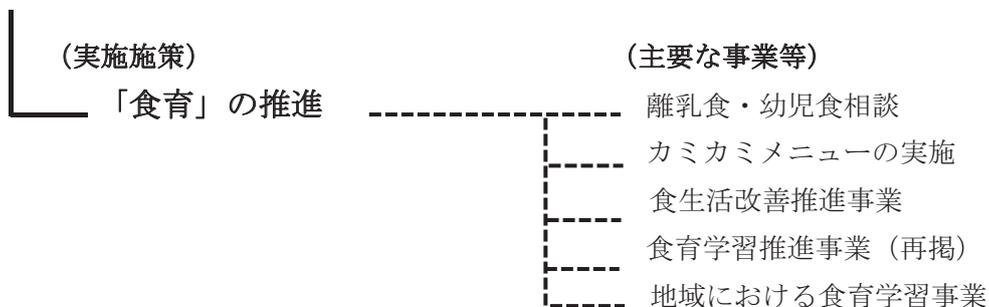
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
児童生徒の朝食摂取率	<p>【朝食摂取者/1週間毎日朝食摂取児童生徒数】</p> <p>家庭、地域と連携しながら、組織的、体系的な食教育に取り組み、食への知識・理解を深め、健康な体づくりの自己管理能力を養います。</p>	%	98.2 (平成25年度)	100 (平成31年度)

施策体系

《基本施策》

「食育」の推進



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
離乳食・幼児食相談	規則正しい食事や朝食習慣の定着、食事とおやつバランス、楽しく食事ができる環境などについての相談や指導を行います。	健康課
カミカミメニューの実施	硬い食べ物を給食メニューに入れることで丈夫な顎や歯の成長を助長します。	学校教育課
食生活改善推進事業	食生活改善推進員養成講座・育成講座、地域食生活改善活動等を通して、望ましい食生活について教育、啓発を行います。	健康課
食育学習推進事業 (再掲)	年間を通して、「食」への知識・理解を深めるための学習や体験活動などの食教育を実施するとともに、朝食や給食等に関するアンケート調査を実施し集計を行う他、各小学校においても野菜の栽培や学校給食への利用、伝統料理教室の開催などを行います。	学校教育課
地域における食育学習事業	地区公民館等を拠点とした食育学習（伝統料理、農業体験、講演会、親子料理教室等）に取り組むことで、家庭および地域の教育力向上を図ります。	生涯学習課

第4章 施策の展開

基本施策5 小児医療・周産期医療等の充実

現状と課題

市内の小児科医療機関は18箇所、産婦人科医療機関は4箇所、うち出産ができる医療機関は2箇所、日曜日は休診となっています。

休日・祝日の救急医療については、休日当番医制運営事業として鯖江市医師会に委託を行い、市内の2医療機関において診療を行っています。

休日および夜間の小児救急については、病院群輪番制病院運営事業として福井赤十字病院に補助を行い、4医療機関（福井赤十字病院、福井県立病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院）が輪番制により診療を行っているとともに、福井県子ども急患センターでも診療を行っています。

休日・祝日や夜間における子どもの病気やけがなどに対する子育て家庭の不安を解消するため、今後も休日・祝日や夜間における小児救急医療機関等の継続した確保が必要となっています。

基本方針

安心して子供を生み、健やかに育てることができるよう、休日当番医制運営事業、病院群輪番制病院運営事業や小児救急医療支援事業を継続して実施するとともに、小児救急医療の確保に努めます。

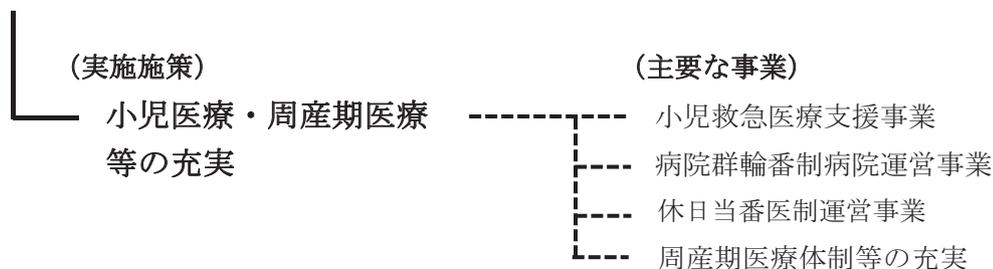
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
夜間における重症の小児救急患者のための医療機関の確保数	【医療機関の確保数】 夜間における小児救急患者の療養体制を確保し、市民の不安の解消に努めます。	医療機関	4 (平成25年度)	4 (平成31年度)
休日における二次救急医療機関の確保数	【医療機関の確保数】 休日および夜間における重症患者の診療体制の確保を行います。	医療機関	1 (平成25年度)	1 (平成31年度)

施策体系

《基本施策》

小児医療・周産期医療等の充実



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
小児救急医療支援事業	夜間における小児救急患者の療養体制の確保を行います。	健康課
病院群輪番制病院運営事業	休日および夜間における重症患者の診療体制の確保を行います。	健康課
休日当番医制運営事業	鯖江市医師会との連携により、休日・祝日における適切な医療体制の確保を行います。	健康課
周産期医療体制等の充実	妊娠・出産における安全・安心を確保するため、危険性の高い妊娠や出産、新生児に対し高度で専門的な医療を提供するなど、周産期医療体制を充実します。	健康課

第4章 施策の展開

第4節 子どもと親のふるさと意識の醸成

基本施策 子どもと親のふるさと意識の醸成

現状と課題

県の「平成25年3月学校卒業者の進路実態調査」によりますと、県全体の大学・短大等への進学率は52.8%で、そのうち県外が65%となっているとともに、専修学校等への入学率は18.8%となっており、高校卒業生の71.6%が大学や専修学校などの高等教育機関に進学、入学をしています。このような状況から、本市に住む高校卒業生の多くが、県内外の高等教育機関に進学、入学していることがうかがえます。

また、本市の平成15年から平成19年時点で17歳であった方が、それぞれ25歳になった時の人口を住民基本台帳で見ますと、平均で約130人減少しています。

これらのことから、県内外の高等教育機関に進学、入学した子どもたちが卒業後鯖江に戻り活躍してもらえるよう、子どもと親がふるさと鯖江に自信と誇りを持てるような教育や学習、地域産業に触れる機会の充実が必要となっています。

基本方針

本市の自然・産業・文化・歴史など様々な鯖江市の良さに触れ、体験できる学習の機会を通して、子どもや親が本市の良さを知り、ふるさと鯖江に自信と誇りを持って自慢できるような教育や地域産業に触れる学習を推進します。また、本市の良さが実感できるイベント、講演会等や生涯学習を通して、市民のふるさと鯖江意識の再認識と愛着心の醸成に努めます。

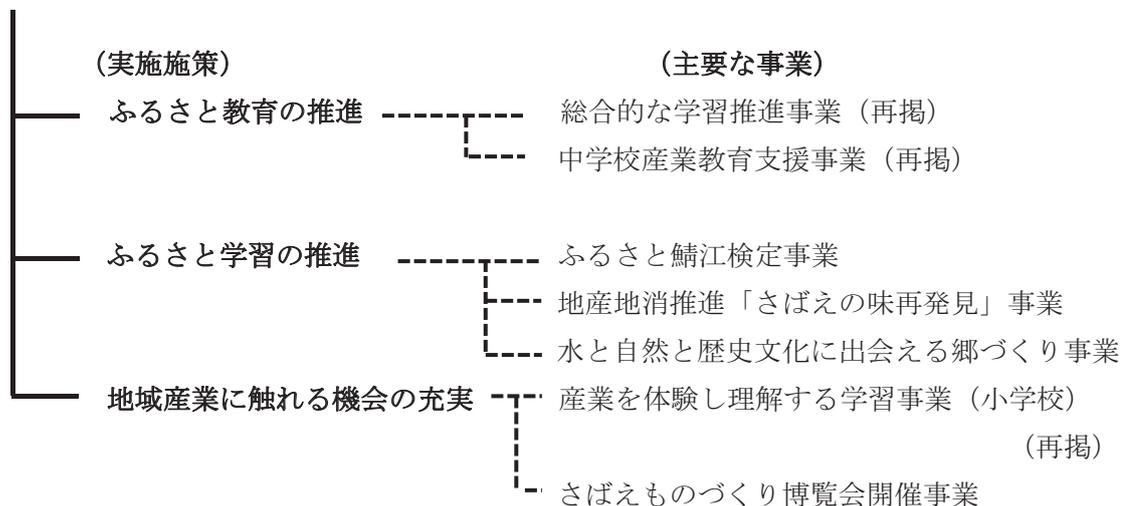
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
体験活動の受入れ事業所数	【受入れ事業所数】 各教科、道徳および特別活動身につけた知識や技能等を生かし、自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、ものづくりや生産活動など体験的な学習等を計画的に行います。	箇所	251 (平成25年度)	270 (平成31年度)
ふるさと鯖江検定の受験者数	【受験者数】 ふるさと鯖江に関する歴史・地理・文化・産業・経済などに関する検定を実施し、ふるさとへの理解を醸成します。	人	70 (平成25年度)	70 (平成31年度)
さばえものづくり博覧会の来場者数	【来場者数】 「さばえものづくり博覧会」を開催し、市内の事業所の紹介により、市内の産業振興とともに後継者の育成に努めます。	人	12,800 (平成25年度)	17,000 (平成31年度)

施策体系

《基本施策》

子どもと親のふるさと意識の醸成



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
総合的な学習推進事業 (再掲)	各教科、道徳および特別活動で身につけた知識や技能等を生かし、自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、ものづくりや生産活動など体験的な学習等を計画的に行います。	学校教育課
中学校産業教育支援事業 (再掲)	さまざまな業界で活躍されている方を講師に招いて講演を行うとともに、総合的な学習の時間や技術家庭科の時間を使ってデザイナーによるデザインの講習受講、実際のデザイン、発表会などを行います。	学校教育課
ふるさと鯖江検定事業	ふるさと鯖江に関する歴史・地理・文化・産業・経済などについて検定を実施し、ふるさとへの理解を醸成します。	文化課
地産地消推進「さばえの味再発見」事業	「食」に関する知識と選択力を習得し、地産地消の推進とともに地域の文化や価値観を次世代へ伝えます。	農林政策課
水と自然と歴史文化に出会える郷づくり事業	地域の特性や環境資源の特徴を生かした自然環境の保全を目指し、地域住民や団体と市が連携し、特色ある環境保護活動の推進を図ります。	環境課
産業を体験し理解する学習事業 (小学校) (再掲)	小学校児童が漆器体験もしくは眼鏡材料を使ったアクセサリーづくり体験、石田縞の機織りや施設の見学を行います。	学校教育課
さばえものづくり博覧会開催事業	「さばえものづくり博覧会」を開催し、市内の事業所の紹介により、市内の産業振興とともに後継者の育成に努めます。	商工政策課

第4章 施策の展開

第5節 仕事と子育ての両立の推進

基本施策 仕事と子育ての両立のための基盤整備

現状と課題

平成26年の「鯖江市男女共同参画市民意識調査」によると、家庭における「男女平等」については、男性が優遇されていると回答した割合は男性で43.2%、女性で64.5%、また、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方について賛成と回答した割合は、男性で40.7%、女性で33.7%となっています。

平成22年の「国勢調査」によると、本市の労働力率は、男性73.9%、女性54.9%で、共稼ぎ率は58.7%となっています。

一方、平成26年の「鯖江市男女共同参画市民意識調査」によると、職場での育児休業の取得について取れると回答した割合は、64.4%となっています。

また、平成25年の「ワーク・ライフ・バランス」に関する市内企業へのアンケート調査（回答163社）では、育児休業に関しては55%、短時間勤務制度に関しては28%と取り組んでいる企業が少ない状況となっていることから、「ワーク・ライフ・バランス」に関する継続的な普及・啓発が求められています。

働く保護者が、子どもとともに過ごす時間を十分取れ、地域活動にも参加し、保護者も子どももいきいきとした日常生活を送れるよう、仕事と家庭そして地域生活の調和のとれた働き方ができるよう、国や県、事業所などと一体となって取り組んでいくことが必要です。

基本方針

将来の社会を担う子どもたちが性別にとらわれず、その個性や能力を十分発揮できるよう、男女共生の視点に立った教育を推進します。

家庭や、地域においては、子育てや仕事と生活の調和のとれた充実した豊かな暮らしを支えるために、企業によるワーク・ライフ・バランスへの取り組みに対する情報提供や男性の家事・育児参画促進に向けた意識啓発などに引き続き取り組んでいきます。

仕事と生活の調和のとれた充実した豊かな暮らしを支えるために、企業のワーク・ライフ・バランスの重要性の理解を得るため、企業への情報提供、研修会の実施や育児休業等に対する支援の充実を図ります。

ライフスタイルが多様化する中、一人ひとりの個性と能力を十分発揮し生活していけるよう、男性の家事や育児への参画促進に向けた意識啓発などに引き続き取り組んでいきます。

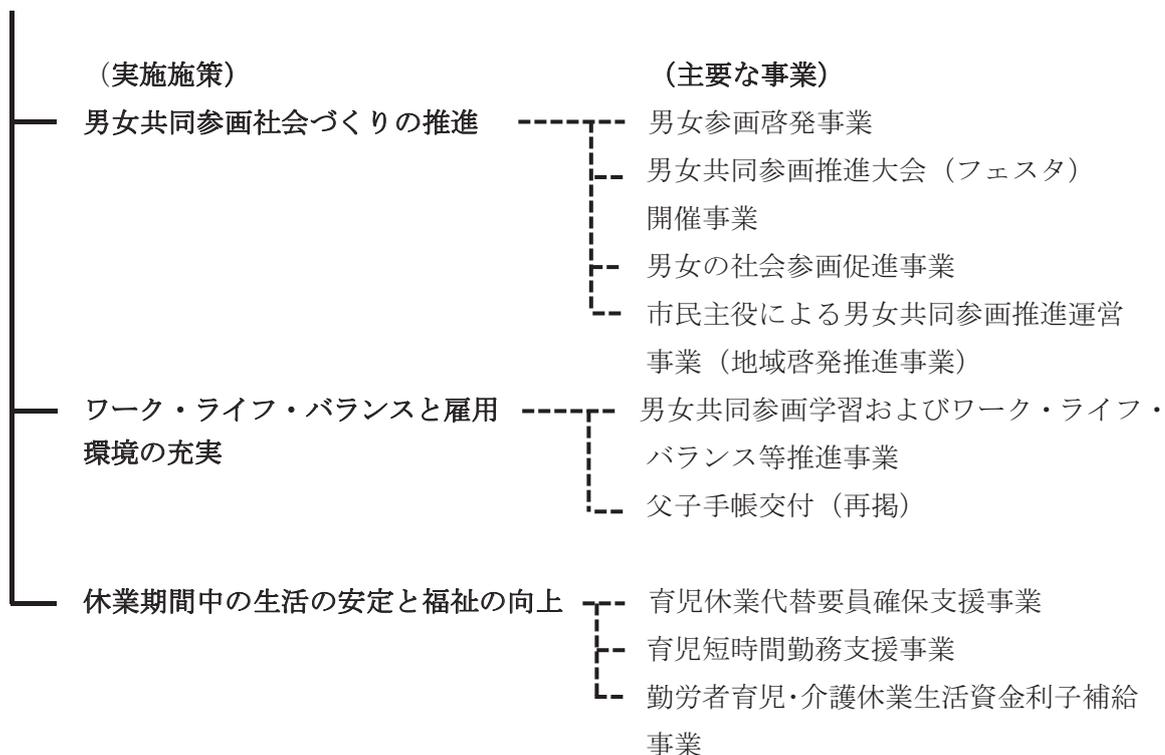
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
男女共同参画推進大会(フェスタ)の参加者数	【フェスタ参加者数】 男女共同参画推進に関する関係者や市民が参加し、男女共同参画推進大会(フェスタ)を開催します。	人	900 (平成25年度)	900 (平成31年度)
地域推進事業の参加者数	【地域推進事業参加者数】 地域における男女共同参画を推進するため、男女共同参画地域推進委員会による地域の男女共同参画推進啓発活動を支援し、男女共同参画啓発事業を開催します。	人	339 (平成25年度)	350 (平成31年度)
育児短時間勤務支援事業の補助実行率	【企業の申請数に対する補助数の割合】 育児短時間勤務制度利用にかかる企業の負担を軽減するため、従業員に制度を利用させた事業主に費用の一部を支援します。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)

施策体系

〈基本施策〉

仕事と子育ての両立のための基盤整備



第4章 施策の展開

主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
男女参画啓発事業	男女共同参画に関する情報紙・パネル展・広報誌等での啓発を行います。	女性活力・人権推進室
男女共同参画推進大会(フェスタ)開催事業	男女共同参画推進に関する関係者や市民が参加し、男女共同参画推進大会(フェスタ)を開催します。また、男女共同参画の拠点施設である夢みらい館・さばえの周知を図るための男女共同参画拠点化フェスタを開催します。	女性活力・人権推進室
男女の社会参画促進事業	男女共同参画社会実現のための社会参画講座や地域の課題に対する自主学習活動等の支援および男女共同参画ネットワーク理事や男女共同参画地域推進委員、男女共同参画女性人材リスト登録者等に対する研修を行います。	女性活力・人権推進室
男女共同参画学習およびワーク・ライフ・バランス等推進事業	男女共同参画社会づくりに関する学習会等を実施する団体やワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施する企業に対し、事業に要した経費を助成することにより、固定的な男女の役割分担意識の解消や、男女共同参画社会づくりに向けた実践的活動の推進を図ります。	女性活力・人権推進室
父子手帳交付(再掲)	妊娠中から夫の出産・子育てへの協力意識を高め、父親の育児参加を促すため、お父さんの子育てブック(父子手帳)を交付します。	健康課
育児休業代替要員確保支援事業	育児休業期間中の代替要員(鯖江市民)を雇用し、国の「中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)」の支給決定を受けた事業主に対して助成金を交付し、育児休業取得にかかる企業負担を軽減します	商工政策課
育児短時間勤務支援事業	就業規則で制度化してある育児短時間勤務制度の利用を希望した従業員に、制度を利用させた事業主に対して助成金を交付し、企業負担を軽減します。	商工政策課
勤労者育児・介護休業生活資金利子補給事業	県の勤労者育児・介護休業生活資金融資利用者に対して、融資実行から5年間利子を全額補給することにより、利用者の負担を軽減します。	商工政策課

第6節 子育てを支える生活環境の整備

基本施策1 生活環境の整備

現状と課題

本市は、県の中央部に位置し福井市、越前市と隣接しているという地理的利便性から、住宅開発が進み、子育て世帯などの転入が多いことなどから、県内で唯一人口が増えるまち、若者が多く住むまちとなっています。

また、歩道や公園を計画的に整備し、道路の安全管理や公園の遊具などの点検も定期的を実施しています。

ニーズ調査では、子育てをしていく上で何が必要・大切かの問いに対し、「公園や道路の環境整備、公共施設等のバリアフリー化や授乳設備の整備など」について、就学前児童11%、小学生8.3%と高い割合となっていることから、今後も引き続き生活環境の整備を推進していく必要があります。

基本方針

誰もが地域で安心して生活できるよう、子どもとその親、高齢者や障がいのある子どもたちなどが、安心して外出し、遊び、自然と触れ合いながら、人とのつながりを築くことができる環境づくりを推進します。

また、道路や公園遊具の点検など継続的に実施し、危険箇所の発見と早急的な対応を図り、安全で快適な道路、歩道や公園の整備などに努めます。

施策成果指標

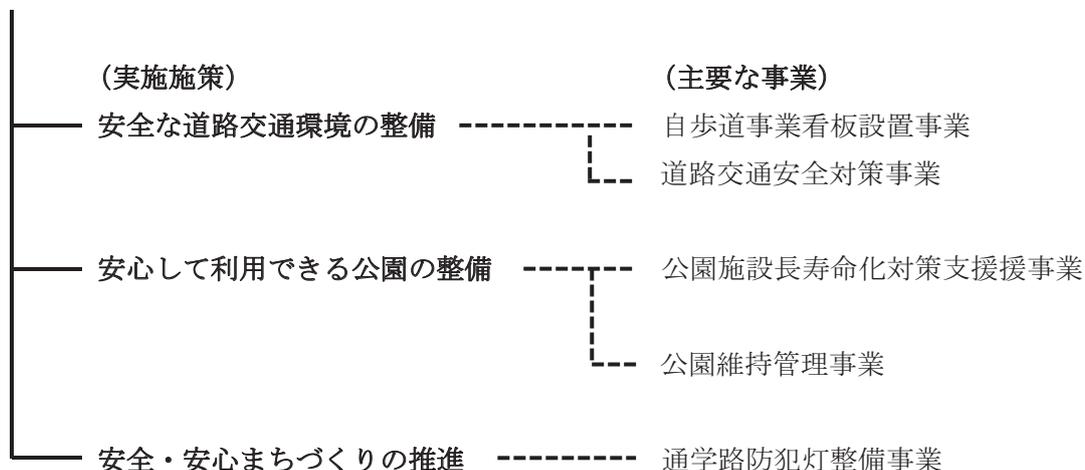
指標名	内容	単位	現状	目標値
交通安全施設のパトロール等による設置・補修率	【交通安全施設のパトロール等による設置・補修率】 区画線、道路反射鏡、防護柵（ガードレール・ガードパイプ・転落防護柵）、視線誘導標等の交通安全施設の整備・補修を行います。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)
通学路防犯灯整備実施率	【必要箇所に対する整備箇所の割合】 防犯灯が設置されておらず夜間危険な通学路において、交通事故の防止や安全で円滑な通行の確保のために、交差点など必要な箇所にLED防犯灯を設置します。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)

第4章 施策の展開

施策体系

《基本施策》

生活環境の整備



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
自歩道事業看板設置事業	路側帯カラー化・路面標示マーク・自歩道看板設置等により、通学路等の交通安全の確保を図ります。	土木課
道路交通安全対策事業	道路反射鏡や防護柵等を設置し、通行者や住民が安全で円滑な通行ができる道路交通環境を確保します。	土木課
公園施設長寿命化対策支援事業	都市公園における遊具・施設等の長寿命化を図るための対策事業を実施し、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。	都市計画課
公園維持管理事業	市が管理する公園について、公園の近辺に居住する方々と市と協働しながら維持管理を行なう公園里親制度を導入しており、里親の締結後、草刈作業・剪定作業に対して報奨金の支援を実施しています。	都市計画課
通学路防犯灯整備事業	防犯灯が設置されておらず夜間危険な通学路において、交通事故の防止や安全で円滑な通行の確保のために、交差点など必要な箇所にLED防犯灯を設置します。	学校教育課

基本施策2 子どもの安全の確保

現状と課題

本市では、防犯情報メールで注意を促すとともに、登下校の安全を確保するため、保護者や地域ボランティアによる見守り隊や「かけこみコール110番の家」の設置を行い、不審者への対応を行っています。

しかし、全国各地では、子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が後を絶たない状況となっており、本市においても市・学校・保護者・地域住民の協働による多方面から、子どもたちの安全を見守る、見守り活動の充実が必要となっています。

基本方針

子どもたち自身が安全意識を持てる参加・体験・実践型の交通安全教育の推進や、幼稚園・保育所・学校における危機管理体制の一層の充実に努めます。

子どもの安全・安心が確保されるよう、ボランティアなどの地域の協力を得ながら、学校、事業所、地域、保護者などの連携による見守り体制の充実を図っていきます。

施策成果指標

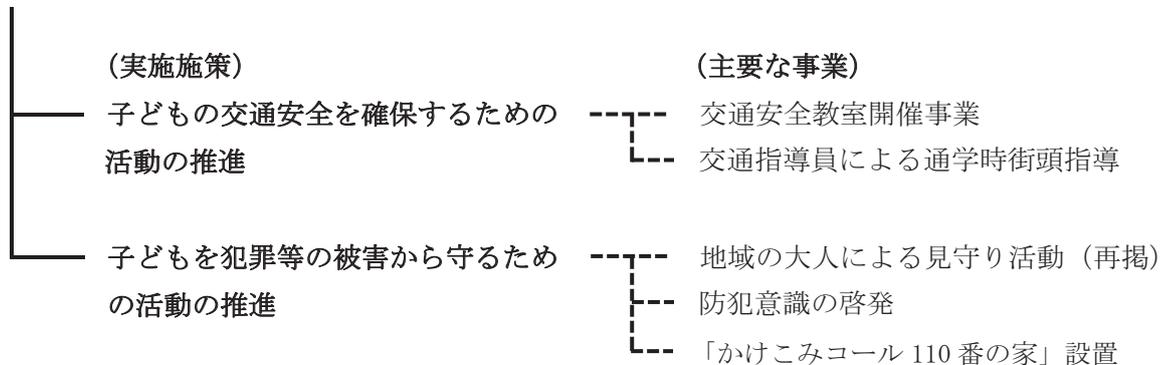
指標名	内容	単位	現状	目標値
交通安全教室の開催回数	【開催回数】 市内の保育所、幼稚園、小中学校において、交通安全教育指導員による交通安全教室を開催します。	回	119 (平成25年度)	125 (平成31年度)
防犯隊員の充足率	【隊員数に対する定数の割合】 防犯パトロールを行い、地域の安全・安心に努めます。	%	98.0 (平成26年度)	100 (平成31年度)

第4章 施策の展開

施策体系

(基本施策)

子どもの安全の確保



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
交通安全教室開催事業	市内の保育所、幼稚園、小中学校において、交通案線教育指導員による交通安全教室を開催します。	女性活力・人権推進室
交通指導員による通学時街頭指導	早朝および薄暮時の街頭交通指導により、児童の交通安全啓発を行い、交通事故のない安全安心のまちづくりを推進します。	女性活力・人権推進室
地域の大人による見守り活動 (再掲)	地域住民のボランティアによる、児童の登下校時の見守り活動により安全安心の確保を推進します。	学校教育課 生涯学習課
防犯意識の啓発	防犯隊の防犯活動を充実させることにより、犯罪の未然防止を図り、地域の安全安心を確保します。	防災危機管理課
「かけこみコール 110 番の家」	「かけこみコール 110 番の家」を市内各所に設置し、緊急時の子どもの避難場所を確保します。	生涯学習課

基本施策3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

本市では、全国的に問題となっている携帯電話などによるインターネット依存や被害などへ対応するため、市が作成したテキストを活用し、小学校高学年を対象に情報のモラルに関する授業を行うとともに、保護者への情報提供を行うなど情報モラルの啓発の取り組みを行っています。

しかし、急速に進展する情報化社会においては、近年子どもたちにとってインターネット環境はすでに日常生活の一部となり、その即時性、利便性などの恩恵を享受しています。半面、ネット依存、ネット被害といった新たな問題が発生しているため、学校のみならず家庭や保護者の協力を得る中で、児童・生徒に対する情報モラルに関する教育を推進していく必要があります。

基本方針

子どもたちに安全なインターネットの使い方や適切な利用を考えさせながら、情報化社会を生きる力を養うとともに、家庭や保護者と協力して情報モラル啓発の取り組みに努めます。

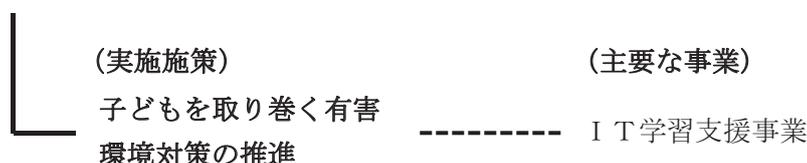
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
小学4年生からの情報モラル教育の実施	市作成テキスト「ネット社会で暮らすための安全教室」を活用し、小学校高学年の児童に対して情報モラル授業を行います。	%	0 (平成25年度)	100 (平成31年度)

施策体系

(基本施策)

子どもを取り巻く有害環境対策の推進



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
IT学習支援事業 (再掲)	小学校にパソコン等の機器整備を行い、情報環境を整えるとともに、児童に対して情報教育・情報モラル教育の推進を図ります。	学校教育課

第4章 施策の展開

第7節 特別な援助が必要な子ども・家庭への支援

基本施策1 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

全国的には、保護者の社会的孤立、養育力の低下、経済的困窮、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が多様化、複雑化しており、児童虐待などにより社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

本市では、乳幼児全戸訪問事業や母子保健事業などにおいて、虐待の未然防止の観点から早期発見や支援に努めています。また、幼稚園、保育所や学校では、スクールカウンセラーの設置や保育カウンセラー巡回訪問を行い、気になるケースについて関係機関と連携を図りながら支援をすることで、虐待の予防、早期発見に努めています。

しかし、児童に関する相談は年間延べ件数で1,300件程度あり、また、相談内容は複数の問題を抱え複雑化、長期化するケースが多いことから、家庭児童相談室の相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化や支援体制の強化を図る必要があります。

基本方針

妊娠期からの相談体制を整えるほか、引き続き乳幼児健診や乳幼児全戸全戸訪問を通して早期発見に努めます。

児童虐待防止に関する市民の意識向上を図り、地域、関係機関と連携を図るとともに、虐待を早期発見し、迅速に対応できるよう家庭児童相談室の相談体制の充実を図るとともに、研修を通して職員の専門性の充実に努めます。

要保護児童対策地域協議会の取り組みを強化し、関係機関の連携・情報共有を図っていきます。

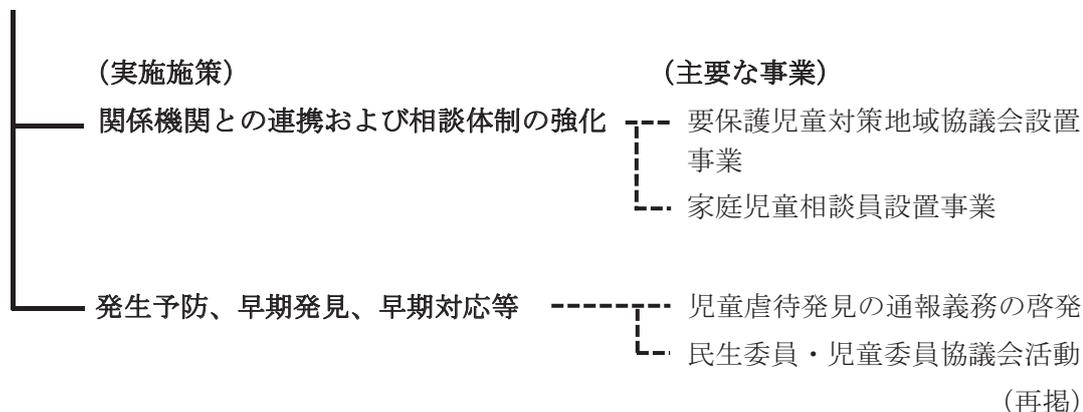
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
家庭児童相談員の配置数	【家庭児童相談員数】 児童に関する相談への適切な対応や指導を行うため、家庭児童相談員を配置します。	人	1 (平成25年度)	2 (平成31年度)

施策体系

(基本施策)

児童虐待防止対策の充実



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
要保護児童対策地域協議会設置事業	要保護児童への適切な対応、指導を行うため、要保護児童対策地域協議会を開催し、協議会の関係機関との連携強化や情報共有を図ります。	児童福祉課
家庭児童相談員設置事業	児童に関する相談への適切な対応や指導を行うため、家庭児童相談員を配置します。	児童福祉課
児童虐待発見の通報義務の啓発	児童虐待は、早期発見、早期対応が重要であるため、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、保健機関、医療機関などにおいて、虐待が疑われる場合に速やかに通告するよう啓発活動を行います。	児童福祉課
民生委員・児童委員協議会活動 (再掲)	地域住民の生活状態を把握し、要支援者の相談に応じ、必要な援助や見守り、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等を行います。	社会福祉課

第4章 施策の展開

基本施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

ひとり親家庭については、児童扶養手当、福祉手当の支給や医療費の助成を行うとともに、ひとり親家庭の交流への支援など各種助成事業等を実施しています。

また、様々な問題を抱えるひとり親家庭の相談窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を公共職業安定所など関係機関と連携を図りながら行っています。

しかし、国によるとひとり親家庭の貧困率は50%を超えているとされていることから、ひとり親家庭に対するより一層の自立に向けた支援が求められています。

基本方針

ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を図るため、引き続きひとり親家庭の交流の機会を支援します。

ひとり親家庭の相談にあたっては、市だけではなく公共職業安定所や県の関係機関の協力を得ながら、自立支援に向けた就業を中心とした相談体制の充実を図ります。

各種助成制度については、今後も引き続き実施していくとともに、制度の内容などについて周知を図ります。

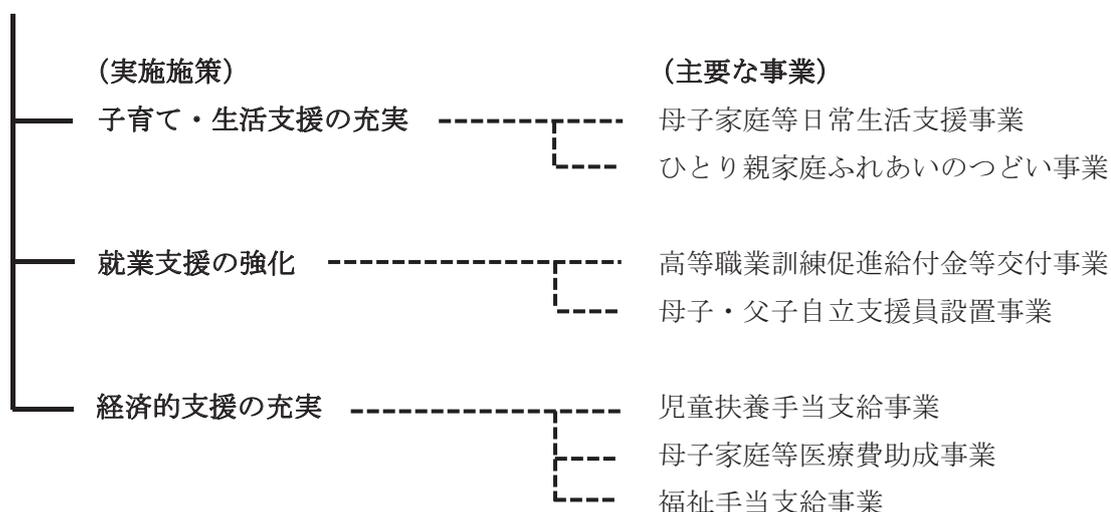
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
ひとり親家庭ふれあいのつどい参加者数	【参加者数】 ひとり親家庭の保護者と子ども、ボランティア等による施設見学会や交流会を開催します。	人	95 (平成25年度)	110 (平成31年度)
高等職業訓練促進給付金等交付事業利用者数	【利用者数】 母子家庭の母および父子家庭の父が資格受講中に、生活の安定を図り、資格取得を容易にするため、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、終了後に修了支援給付金を支給します。	人	3 (平成25年度)	5 (平成31年度)
児童扶養手当支給率	【支給人数/申請者のうち支給対象人数】 父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)

施策体系

〈基本施策〉

ひとり親家庭の自立支援の推進



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭・寡婦家庭が、一時的に日常生活を営むのに支障が生じたときに、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣します。	児童福祉課
ひとり親家庭ふれあいのつどい事業	ひとり親家庭の保護者と子ども、ボランティア等による施設見学会や交流会を開催します。	児童福祉課
高等職業訓練促進給付金等交付事業	母子家庭の母および父子家庭の父が資格受講中に、生活の安定を図り、資格取得を容易にするため、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、終了後に修了支援給付金を支給します。	児童福祉課
母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談や指導を行います。	児童福祉課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	児童福祉課
母子家庭等医療費助成事業	児童扶養手当の支給要件に該当するひとり親家庭、1人暮らしの75歳未満の寡婦に対し、国民健康保険、社会保険各法の規定による負担すべき費用を助成します。	児童福祉課
福祉手当支給事業	ひとり親家庭等で生活の状態が困窮していると認められる世帯に対し、その世帯で児童（18歳到達年度末）を養育する人に手当を支給します。	児童福祉課

第4章 施策の展開

基本施策3 障がい児施策の充実等

現状と課題

障がいのある子どもについては、乳幼児健診の充実などによる早期発見の機会の増加とともに、相談や支援に対するニーズは高まってきており、各関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでいます。

また、日中一時支援事業や特別児童扶養手当の支給などの支援事業を実施しています。

障がい児の支援にあたっては、障がいの有無にかかわらず、それぞれの人格を認め合いともに暮らし、健やかな成長、そして自立できる社会づくりが必要であるため、市民への障がい者に対する理解の促進と障がい児の自立に向けた支援事業の充実が求められています。

基本方針

今後も障がいについての理解を促すとともに、児童発達支援センターなど関係機関との連携を図りながら、乳幼児期から学童期、成人期まで各ライフステージに応じた対応を図っていきます。

日中一時支援事業や特別児童扶養手当の支給などを引き続き行い、障がいのある子どもたちの活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。

また、幼稚園や保育所などでの障がい児に対する教育・保育などの充実を目指します。

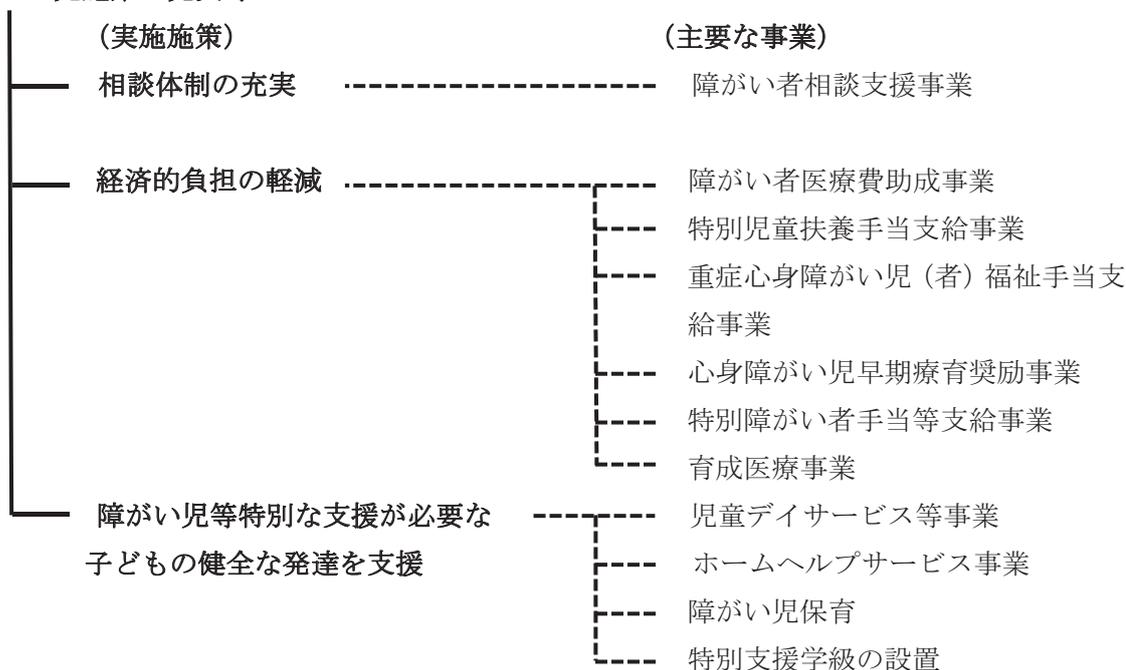
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
障がい者相談支援事業所の利用（相談）者数	【利用相談者のうち実際に有益なサービス等に結び付いた人数】 在宅障がい者（児）およびその介護者に対し、専門の職員が種々の情報や経験を生かしながら、地域において障がいをもって暮らしていく上での相談・支援を行います。	人	4,267 (平成25年度)	4,500 (平成31年度)

施策体系

〈基本施策〉

障がい児施策の充実等



主要な事業の概要

事業名称	事業概要	所管
障がい者相談支援事業	在宅障がい者（児）およびその介護者に対し、専門の職員が種々の情報や経験を生かし、地域において障がいをもって暮らしていく上での相談・支援を行います。	社会福祉課
障がい者医療費助成事業	重度障がい者に対し、医療機関等で支払った医療費の自己負担分を助成します。	社会福祉課
特別児童扶養手当支給事業	知的または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護する父母または父母にかわって児童を養育している方に、扶養手当を支給します。	社会福祉課
重症心身障がい児（者）福祉手当支給事業	重度の障がいのある方の経済的負担を軽減し、在宅福祉を支援するために、福祉手当を支給します。	社会福祉課
心身障がい児早期療育奨励事業	市外の施設・病院へ通園・通院している在宅心身障がい児を送迎している保護者に奨励金を支給します。	社会福祉課
特別障がい者手当等支給事業	常時特別の介護を必要とする重度の障がいがある方に、その生じる負担に対し手当を支給します。	社会福祉課
育成医療事業	身体上障がいがある、または将来障がいを残す恐れがある児童で、確実な治療が期待できるものに対し、医療費を助成します。	社会福祉課
児童デイサービス等事業	障がい児に、日常生活における基本動作の指導、集団生活の適応訓練等を行います。	社会福祉課
ホームヘルプサービス事業	障がい者宅等にホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行います。	社会福祉課
障がい児保育	保育所において障がいを持つ児童を受入れ、できるだけ健常児と同じように生活できるよう、保育士の加配について支援を行います。	児童福祉課
特別支援学級の設置	小・中学校に特別支援学級を設置し障がい児を受入れ、特別支援学校と連携を取りながら望ましい支援のあり方について研究しています。	学校教育課

第 5 章

計 画 の 推 進 体 制

第5章 計画の推進体制

1 庁内推進体制

鯖江市子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、庁内の推進組織として、計画に関係性が高い市および教育委員会の担当課で構成する推進連絡会を設置し、施策を総合的に推進します。

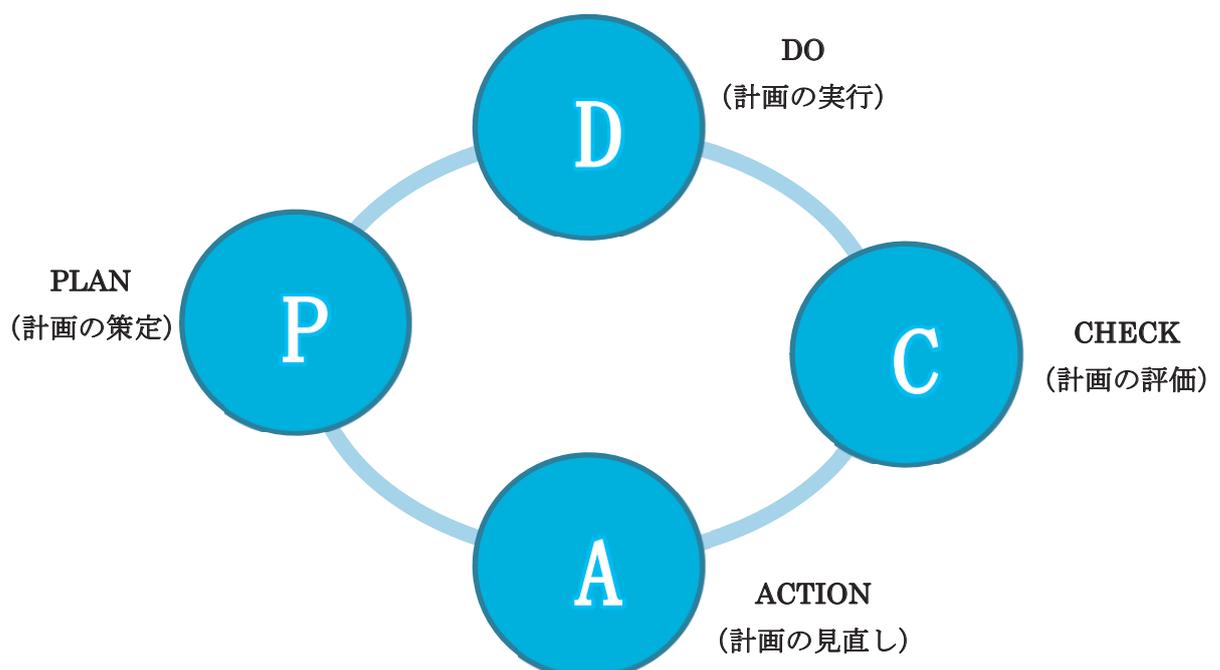
2 関係機関・団体や市民との連携

鯖江市子ども・子育て支援事業計画の施策の着実な推進を図るため、国や県との連携強化を図るとともに、市民および企業、各種団体や関係機関と連携し、協働することにより、きめ細やかな施策の推進を行います。

3 鯖江市子ども・子育て会議

鯖江市子ども・子育て会議において、計画期間である平成27年度から平成31年度までの5年間、毎年度、計画の進捗状況を点検、評価します。なお、計画策定時に定めた教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みが実際の認定状況等と大きな乖離がみられ、見直しが必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行い、実態に即した計画の推進を行います。

PDCA サイクルのイメージ



資料編

1 計画策定の経過

平成 25 年 10 月 28 日	第 1 回鯖江市子ども・子育て会議 ・鯖江市子ども・子育て支援事業計画策定の諮問 ・子ども・子育て新制度について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 25 年 12 月 20 日 ～平成 25 年 12 月 30 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施
平成 26 年 3 月 25 日	第 2 回鯖江市子ども・子育て会議 ・次世代育成支援行動計画進捗状況について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（速報）について
平成 26 年 5 月 1 日	第 3 回鯖江市子ども・子育て会議 ・鯖江市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について ・教育・保育の提供区域および量の見込みについて
平成 26 年 6 月 2 日	第 4 回鯖江市子ども・子育て会議 ・鯖江市子ども・子育て支援事業計画骨子について ・教育・保育の提供区域および量の見込みについて
平成 26 年 7 月 14 日	第 5 回鯖江市子ども・子育て会議 ・鯖江市子ども・子育て支援事業計画総論（案）について ・教育・保育および子育て支援事業の量の見込みの補正について
平成 26 年 8 月 26 日	第 6 回鯖江市子ども・子育て会議 ・鯖江市子ども・子育て支援事業計画総論について ・教育・保育および子育て支援事業の確保方策（案）について
平成 26 年 10 月 9 日	第 7 回鯖江市子ども・子育て会議 ・鯖江市子ども・子育て支援事業計画各論（案）について ・教育・保育および子育て支援事業の確保方策について
平成 26 年 11 月 10 日	第 8 回鯖江市子ども・子育て会議 ・鯖江市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
平成 26 年 11 月 25 日	鯖江市子ども・子育て支援事業計画（案）答申
平成 27 年 1 月 7 日 ～平成 27 年 1 月 20 日	パブリック・コメント実施
平成 27 年 2 月 20 日	第 9 回鯖江市子ども・子育て会議 ・パブリック・コメント実施結果報告 ・鯖江市子ども・子育て支援事業計画（案）報告
平成 27 年 3 月	鯖江市子ども・子育て支援事業計画策定・公表

2 鯖江市子ども・子育て会議委員名簿（平成 25 年 10 月 28 日～）

分野	委員名	備考	
学識経験者	松 木 健 一	福井大学教育地域科学学部教授	
	森 俊 之	仁愛大学人間学部教授	
子ども関係団体に属するもの	三ツ井 イツ子	鯖江市地域で育む子育て支援ネットワーク委員会	
	伊 藤 恵美子	COSAPOの会	
	末 吉 清 春	鯖江市民生委員児童委員協議会連合会	
	北 島 あけ美	鯖江市児童館・児童センター連絡協議会	～H26. 4. 30
	小 島 多 吉		H26. 5. 1～
教育関係	堀 一 之	鯖江市校長会	～H26. 4. 30
	屋 木 洋 一		H26. 5. 1～
	笠 川 みち子	鯖江市幼稚園長会	
保育関係	岡 田 秀 治	鯖江市民間保育連盟	～H26. 4. 30
	加 藤 美穂子		H26. 5. 1～
	前 田 知世子	鯖江市公立保育所長会	～H26. 4. 30
	西 尾 和 代		H26. 5. 1～
子どもの保護者	本 多 貴代美	鯖江市 PTA 連合会子育て委員会	～H26. 4. 30
	山 田 貴 子		H26. 5. 1～
	田 中 富 雄	鯖江市保育協議会保護者代表	～H26. 4. 30
	齊 藤 康 人		H26. 5. 1～
公募の市民	加 藤 貞 子	公募委員	
	片 山 清 美	公募委員	
	揚 原 邦 弘	市内企業	

3 鯖江市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市に、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、鯖江市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民
- (7) 前6号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

鯖江市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成27年3月

編集・発行 鯖江市役所 健康福祉部 児童福祉課
〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号
TEL 0778-53-2224 TEL 0778-53-2225
FAX 0778-51-8165
E-mail: SC-JidoFuku@city.sabae.lg.jp



鯖江市の花・木・鳥
つつじ・さくら・おしどり